

令和2年度事業報告

(令和2年5月1日～令和3年4月30日)

新型コロナウイルス感染症拡大によるニューノーマルに適切に対応しつつ、本年度においても、引き続き、公益社団法人として、それに相応しい協議会運営の下、公益性の高い諸施策を基本に置き、製造業部会及び小売業部会の両部会が連携しつつ、所管する公正競争規約の運用を中心としたそれぞれの部会固有の事業等を効果的・積極的に推進するよう努めた。その推進に当たっては、一般消費者の視点に立ち、一般消費者による自主的かつ合理的な選択に資するとともに、家電製品取引の公正化を図り、もって国民生活の安定と家電業界の健全な発展に寄与することを目指した。

また、家電業界全体がより高度な表示等のルールを遵守するようにするため、「景品表示法」などの法令、「公正競争規約」などの自主規制ルールに関する啓発活動を積極的に実施することを通じ、会員におけるコンプライアンス関連人材の育成を支援するとともに、新規会員の加入促進などにも努めることにより、協議会の円滑かつ適切な運営に努めた。

第1 事業報告の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用等

- 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は1件であった(別紙)。
 - (2) 規約の変更等に伴う解説書の改訂及び変更内容の周知
規約の変更等を踏まえ、解説書の改訂に向けた検討等を行った。
 - (3) 広告・表示に関わる調査・研究及び新たな基準の策定
スマートフォンにおいて表示を行う際の留意点の取りまとめ及び「菌等の抑制に関する用語使用基準」の改定等に向けた検討を行った。
- 2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。
 - (2) 「景品規約普及強化月間」の実施
製造業地方支部において、合展及び統一個展のDMにおける景品企画の分析・チェック並びに景品規約研修会を実施した。
 - (3) 規約の周知徹底・普及啓発のための研修会等の充実
消費者庁表示対策課の担当官を講師に招聘し、景品表示法における景品規制に関する勉強会をオンラインで開催した。
- 3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は1件であった(別紙)。

- (2) 会員及び消費者団体等に対する規約の変更内容等の周知徹底・普及啓発
規約の変更内容に関する会員向けオンライン説明会を2回開催した。
 - (3) 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施及び今後の在り方に関する検討
「正しい表示 店頭キャンペーン」を18府県で実施した。また、同キャンペーンの今後の在り方について検討し、実施頻度等について必要な変更を行った。
- 4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策
- (1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用
 - ア 消費者モニターアンケートの実施
第96回消費者モニターアンケートを実施した。
 - イ 消費者懇談会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせた。
 - (2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知
毎月、製造業部会会員各社のメーカー希望小売価格の撤廃情報を当協議会のホームページに掲載した。
 - (3) シンボルマーク認知度向上のための取組等広報活動の推進
 - ア シンボルマークポスターのリニューアルを行った。
 - イ インターネットによる情報公開の拡充を図るため、ホームページに情報公開のコーナーを新設するとともに、公開する情報を追加した。
 - (4) 部会間、本部・支部間における連携の強化
 - ア 小売業部会の事業である「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施について、製造業部会が協力するなど、製造業及び小売業両部会が緊密に連携して事業活動を行った。
 - イ 製造業部会においては、「全国支部活動連絡会議」「全国支部長会議」をオンラインで開催し、支部間及び本部・支部間の連携強化を図った。
 - (5) 関係行政機関、関係団体との連携の強化
規約の運用に関する消費者庁への意見照会、「正しい表示 店頭キャンペーン」への都道府県担当官の参加、関係工業会が策定する自主基準案に関する審議等を通じ、関係行政機関、関係団体等との連携強化を図った。

II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、具体的な調査・研究等を通じ、会員のコンプライアンスの向上及びコンプライアンス関連人材の育成を支援した。

- (1) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の内容を周知するための説明会の開催
「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」に関する説明会をオンラインで2回開催した。

(2) 「店頭説明員実態調査」の実施等

ア 東京、大阪において「店頭説明員実態調査」を実施した。

イ メーカー説明員が一般消費者に対して行う表示及び不表示に対し製造業表示規約を適用することについて検討を行った。

(3) 取引公正化の推進に関連した情報の共有及び研究

「消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う「総額表示義務」の再開に関するQ&A」を作成するとともに、同Q&Aに関する説明会をオンラインで2回開催した。

Ⅲ 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下における当協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大に向けた取組みを進めるとともに、業界の変化に対応した当協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努めた。また、会員専用サイトを積極的に活用することにより、会員間における情報共有の強化及び迅速化を図った。

(1) 製造業部会地方支部における規約の普及・啓発、関係行政機関・団体との連携強化、広報の推進の具体的内容について検討を行い、当該検討結果を各地方支部に提案した。

(2) 会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化を推進した。

Ⅳ 会議の開催状況

1 総会

(1) 令和2年度定時社員総会（書面）

令和2年7月14日

- ・令和元年度収支決算の承認
- ・役員を選任の承認
- ・「定款」、「会員に関する規程」及び「役員の報酬等及び費用に関する規程」の変更の承認

2 理事会

(1) 令和2年度第1回理事会（書面）

令和2年6月26日

- ・令和元年度事業報告の承認
- ・令和元年度収支決算の承認
- ・令和2年度収支予算補訂の承認
- ・会長に事故あるとき等に理事会の議長に当たる副会長の順序の承認
- ・定款第20条第3項（社員総会の決議の省略）の規定に基づき、定時社員総会の決議事項を提案し、正会員の意思を確認することの承認
- ・一般社団・財団法人法第59条（社員総会への報告の省略）の規定に基づき、定時社員総会への報告事項を通知し、正会員の意思を確認するこ

との承認

- (2) 令和2年度第2回理事会（書面） 令和2年7月29日
・副会長の選定の承認
- (3) 令和2年度第3回理事会（オンライン） 令和3年4月9日
・令和3年度事業計画の承認
・令和3年度会費の承認
・令和3年度収支予算の承認

第2 製造業部会の事業報告

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査・是正指導

- (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は1件であった（別紙）。
- (2) 規約の変更等に伴う解説書の改訂及び変更内容の周知
規約の変更等を踏まえ、解説書の改訂及びこれに伴う社内研修用資料の見直しに向けた検討を行った。
- (3) 取引環境の変化に即した広告・表示に関わる課題に関する調査・研究及び運用基準の見直し等
- ア 前年度実施した消費者モニターアンケート結果及び消費者庁公表「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」の内容等を踏まえ、スマートフォンにおいて商品情報に関する表示を行う際の留意点の取りまとめに向けた検討を行った。
- イ 「菌等の抑制に関する用語使用基準」の変更案について、消費者庁に意見照会を行っている。
- ウ 家電製品のカタログにおける「AI」、「IoT」の用語の使用例及び通信系機能に関する注釈表示等の実態について確認するとともに、検討課題の抽出を行った。また、これを踏まえ、家電製品における「AI」及び通信系機能に関する注釈表示等に関する消費者Webアンケートを実施した。
- エ 規約の適用対象とすべき「家電品」の範囲に関する検討の一環として、「家電品」であっても規約の適用対象から除かれている住宅設備用電気製品の判断基準等について検討を行った。

2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査・是正指導

- (1) 違反行為に対する厳正かつ適正な措置
会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。
- (2) 「景品規約普及強化月間」の実施
製造業各地方支部において、合展及び統一個展のDMにおける景品企画の分析・チェックを行った（令和2年10月～12月）。また、2地方支部にお

いては、支部主催の景品規約研修会をオンラインで開催した(令和3年1月及び2月)。

(3) 規約の周知徹底のための研修会、勉強会の開催及び支援

消費者庁表示対策課の担当官を講師に招聘し、景品表示法における景品規制に関する勉強会をオンラインで開催した(令和3年4月)。また、上記(2)の「景品規約普及強化月間」における支部主催の規約研修会の開催を支援した。

(4) 事例の研究と事例集の作成

規約の内容の普及・啓発を図るため、研修用テキスト等の内容の充実に努めた。また、上記(2)の「景品規約普及強化月間」における合展DM等の分析・チェック結果に基づき、「購入前にインターネット上で抽選を行うキャッシュバック企画」及び「展示会場等における有名タレントを起用したイベント開催」に関する事例解説を作成し、事例集に追加した。

(5) 規約の運用に当たっては、製造業支部及び小売業部会との連携を図った。

3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

ア 家電製品における「AI」及び通信系機能に関する注釈表示等に関する消費者Webアンケートを実施した。

イ 消費者懇談会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせた。

(2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知

不当な二重価格表示の未然防止を図るため、毎月、会員各社の過去1年分の「価格撤廃一覧表」を価格撤廃情報として当協議会のホームページに掲載することにより、その周知に努めた。

(3) 広報活動の推進

ア 一般消費者が当協議会の会員、非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、ポスターのリニューアルを行うなど、シンボルマークの認知度向上のための取組を行った。

イ 当協議会の会報(「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」)、ホームページ、フェイスブックページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努めた。

ウ インターネットによる情報公開の拡充を図る観点から、ホームページに情報公開のコーナーを新設するとともに、公開する情報を追加した。

また、フェイスブックページを通じた広報活動の実効性をより高めるための方策について検討を進めた。

(4) 支部との連携強化及び小売業部会との連携・協力等

ア 令和2年10月、「全国支部活動連絡会議」をオンラインで開催し、関

係専門委員会からの活動報告、「正しい表示 店頭キャンペーン」見直しの進捗状況及びシンボルマークの認知度向上等に関する意見交換などを行った。

イ 令和3年4月、「第39回全国支部長会議」をオンラインで開催し、関係専門委員会からの活動報告、「正しい表示店頭キャンペーン」の運営方法の見直し及び製造業地方支部における規約の普及・啓発、関係行政機関・団体との連携強化、広報の推進の具体的内容についての小売規約関連小委員会からの提案に関する意見交換などを行った。

ウ 「小売業表示規約のポイント」改訂版及び「店キャンガイドブック」の作成を支援することを通じ、小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の周知徹底、普及促進に協力した。

エ 「正しい表示 店頭キャンペーン」及び小売業部会各支部による「支部調査活動強化月間」の実施を支援するなど、小売業表示規約の周知徹底、普及促進に協力した。

(5) 行政機関及び関係団体との連携強化等

ア 令和3年4月、消費者庁表示対策課の担当官を講師に招聘し、景品表示法における景品規制に関する研修会をオンラインで開催した（接続数272回線）。

イ (一社)日本電機工業会及び(一社)電子情報技術産業協会からの要請に基づき、以下の自主基準等について審議を行い、承認した。

(ア) (一社)日本電機工業会からの審議要請案件

・冷蔵庫自主基準「優位性を意味する用語 (No. 1 訴求) を使用する場合のクラス分け」の改定について

(イ) (一社)電子情報技術産業協会からの審議要請案件

・デジタル放送受信レコーダーにおける機能表示ガイドライン」の改定について

II 公正な取引の推進

1 独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、調査・研究等を通じた会員におけるコンプライアンス向上の推進及びコンプライアンス関連人材育成の支援

(1) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の内容周知のための説明会をオンラインで2回開催した(令和2年11月、12月)。

(2) 「消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う「総額表示義務」の再開に関するQ&A」を作成するとともに、同Q&Aに関する説明会をオンラインで2回開催した(令和2年11月、12月)。

2 一般消費者の適正な商品選択を確保する観点からのメーカー説明員に関連した調査・検討

(1) 会員各社が個々に定めた説明員派遣に関する自主基準の遵守状況を把握するため、令和2年7月、東京・大阪地区において、本部委員による自社の説明員の識別マークの着用状況や業務内容に関する実態調査を行った。

なお、令和2年12月に予定していた調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施を見合わせた。

(2) メーカー説明員が一般消費者に対して行う表示及び不表示に対し製造業表示規約を適用することについて検討を行った。

Ⅲ 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下における当協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大を促進する取組みを推進するとともに、家電業界の変化に対応した当協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努めた。また、会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化を図った。

(1) 前年度に行った製造業地方支部の今後の在り方に関する検討結果を踏まえ、同支部による規約の普及啓発、関係行政機関・団体との連携強化、広報の推進の具体的内容について検討を行うとともに、当該検討の結果を各地方支部に提案した。また、同提案の内容について、令和3年4月に開催した「全国支部長会議」において意見交換を行った。

(2) 会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化を確かなものとするため、関係情報の同サイトへの速やかな掲載を推進した。また、会員の利便性向上の観点から、規約解説書のPDF版を作成し、令和3年4月より会員専用サイトにて提供を開始した。

Ⅳ 会議等の開催状況

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 製造業部会役員会（書面） | 令和2年6月11日
令和2年7月14日
令和2年7月29日
令和3年4月2日 |
| 2 運営委員会（書面、オンライン） | 12回開催 |
| 3 専門委員会 | |
| (1) 広告委員会（書面、オンライン） | 8回開催 |
| (2) 表示委員会（書面、オンライン） | 4回開催 |
| (3) 景品委員会（書面、オンライン） | 4回開催 |
| (4) 取引公正化推進委員会（書面、オンライン） | 5回開催 |
| 4 全国支部長会議等 | |

- (1) 全国支部活動連絡会議（オンライン） 令和2年10月16日
(2) 第39回全国支部長会議（オンライン） 令和3年4月16日

5 セミナー・研修会

(1) セミナー

- ア 「流通・取引慣行ガイドラインQ&A」説明会（オンライン）
令和2年11月25日
令和2年12月3日

講師：取引公正化推進委員会 委員 小笠原 慶紀 氏

- イ 「消費税総額表示Q&A」説明会（オンライン）
令和2年11月25日
令和2年12月3日

講師：取引公正化推進委員会 委員 荻野 晃弘 氏

(2) 研修会

- ア 合同研修会（オンライン） 令和2年12月3日
「消費者のデジタル化への対応に関する検討会 AIワーキンググループ報告書について」

講師：消費者庁 消費者対策課 企画調整官 多田 聡 氏

- イ 景品規制に関する勉強会（オンライン） 令和3年4月12日
講師：消費者庁 表示対策課 課長 補佐 山崎 俊範 氏
規約第一係長 鈴木 智子 氏

第3 小売業部会の事業報告

I 規約の厳正かつ適正な運用等

- 1 小売業表示規約及び製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導

(1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は1件であった（別紙）。

(2) 規約変更内容等の周知徹底・普及啓発

令和元年12月に施行された変更後の規約等の内容について、会員を対象としたオンライン説明会を開催するなどして、その周知徹底及び普及啓発を図った（令和2年11月、令和3年1月）。

なお、消費者団体等を対象とした説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせた。

(3) 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施及び今後の在り方に関する検討

令和2年度「正しい表示 店頭キャンペーン」を、令和2年10月6日実施の宮崎県支部から令和2年11月26日実施の大分県支部まで18府県で実施した。同キャンペーンには都道府県の景品表示法担当者も参加いただいた

ているところ、15県で計24名の参加が得られた。

同キャンペーンの実施による表示実態の改善状況等を踏まえ、また、予算執行の透明性の向上等を図る観点から、同キャンペーンの今後の在り方について検討を行った結果、実施頻度、製造業支部の支援の在り方、会計処理について必要な変更を行うこととし、令和3年度より段階的に導入することとした。検討の過程においては、地方支部の意見、要望等を的確に把握するため、すべての地方支部を対象にアンケートを実施するとともに、地区連絡会において説明会を開催するなど所要の対応を行った。

(4) 本部チラシ調査等の実施

本部において、小売業表示規約第3条（チラシ等の必要表示事項）、同第4条（チラシ等の家電品の取引条件に係る必要表示事項）及び同第5条（特定用語の使用基準）に関するチラシの表示状況の調査を実施（令和2年6月～7月）するとともに、小売業部会各支部において「支部調査活動強化月間」を実施することを通じて、チラシ等における表示の適正化を推進した。また、今年度から新たに、個別加入法人のネット通販画面及び実店舗へ誘引するデジタルチラシの調査を実施した（令和2年11月～12月）。

(5) 取引環境の変化等に伴い新たに生じる規約の運用に関連した諸課題への適切な対応

消費税転嫁対策特別措置法の失効による総額表示義務の再開に伴い生じるおそれのある規約違反行為の未然防止を図る観点から、価格表示に係る規約運用上の留意点について小売業部会会員に周知した。

2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

ア 二重価格表示、下取りセールなど通信販売における価格表示上の問題に関する消費者モニターアンケート及び消費者Webアンケートを実施した（令和3年3月～4月）。

イ 消費者懇談会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせた。

(2) 広報活動の推進

ア 一般消費者が当協議会の会員、非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、ポスターをリニューアルするとともに、当該ポスター等の店頭掲示の徹底を図るなど、シンボルマークの認知度向上のための取り組みを推進した。

イ 当協議会の会報（「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、ホームページ、フェイスブックページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的広報に努めた。

ウ インターネットによる情報公開の拡充を図る観点から、ホームページ

に情報公開のコーナーを新設するとともに、公開する情報を追加した。

(3) 支部活動の推進及び製造業部会との連携等

ア 各地方支部において、必要に応じ、製造業部会支部とも連携しつつ、支部活動の一層適切な運営の推進を図るよう努めた。特に、地方支部における重要な活動である「正しい表示 店頭キャンペーン」の今後の在り方に関する検討について、アンケート及び説明会（上記1（3）参照）への対応などを通じ、同検討の推進に積極的に関与した。

イ 支部独自の規約に関する調査を実施するとともに、必要に応じ、「支部規約指導委員会」を開催し、必要な検討を行った。

ウ 製造業部会と小売業部会とで運用する製品業景品規約に関し、支部を通じ、会員への周知、普及活動を行った。

(4) 行政機関との連携の強化等

ア 規約の運用に関連して、必要に応じ、消費者庁に対し意見照会を行うなど、行政機関と緊密に連携した規約の適正な運用に努めた。

イ 「正しい表示 店頭キャンペーン」について、15県の景品表示法担当者に参加いただくなど、行政機関と緊密に連携し、実施した。

II 公正な取引の推進

- 1 消費者庁が実施した「将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針（案）」についてのパブリックコメント募集に対応し、部会としての意見を取りまとめ、提出した（令和2年10月）。
- 2 消費者庁表示対策課の担当官を講師に招聘し、「将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針」をテーマとした景品表示法セミナーをオンラインで開催した（令和3年3月）。

III 会議等の開催状況

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 小売業部会役員会（書面） | 令和2年6月11日 |
| | 令和2年7月14日 |
| | 令和3年4月2日 |
| 2 本部規約指導委員会（書面、オンライン） | 令和2年6月17日 |
| | 令和2年7月29日 |
| | 令和2年9月14日 |
| | 令和2年11月11日 |
| | 令和2年12月10日 |
| | 令和3年3月10日 |
| 3 セミナー（オンライン） | 令和3年3月25日 |

「将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針」について

講師：消費者庁 表示対策課 景品・表示調査官 佐々木 雅也 氏

以上

(別紙)

「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」被疑事案処理の状況

令和2年5月1日から令和3年4月30日までの期間に措置した事案

No.	事案の内容	抵触条項	措置
1	4K有機ELテレビのテレビCMにおける重要な事項についての不明瞭な表示及び比較表示をする場合の比較方法が公正でない表示	規約第4条（不当表示の禁止）第3号（重要な事項についての不明瞭な表示）及び規約第11条（特定事項の表示基準）第1号（比較表示）ウ	「注意」文書 処理完了日 R2.9.17

「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」被疑事案処理の状況

令和2年5月1日から令和3年4月30日までの期間に措置した事案

No.	事案の内容	抵触条項	措置
1	事業者が配布したポスティングチラシに、「〇〇町にお住まいの方限定企画！」「店頭表示税込価格より 特別 20% 割引券」旨記載し、あたかも同チラシを持参した〇〇町居住者だけが20%割引特典を受けられるかのように訴求していたが、実際には、〇〇町以外の居住者に対しても20%割引を行っており、割引特典を受けられるのは〇〇町居住者限定ではなかった。	小売業表示規約 第7条第12項	口頭注意 処理完了日 R2.5.29